

# 第1回荒川区基本構想審議会 次第

日時：令和8年1月8日（木）18時30分～20時30分

会場：サンパール荒川 第2・第3集会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 区長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長選出、会長職務代理の指名
- 6 諮問
  - (1) 荒川区基本構想の策定方針について
  - (2) 現行の計画体系、新たな計画体系について
- 7 審議会の進め方について
- 8 審議会スケジュール
- 9 現行の基本構想及び新たな基本構想策定に向けて
- 10 意見交換
- 11 閉会

## 【資料】

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 資料1   | 荒川区基本構想審議会委員名簿              |
| 資料2   | 諮問書                         |
| 資料3   | 「荒川区基本構想」の策定方針              |
| 資料4   | 現在の基本構想の計画体系 / 新たな基本構想の計画体系 |
| 資料5   | 荒川区基本構想審議会運営規程（案）           |
| 資料6   | 基本構想審議会開催スケジュール             |
| 資料7   | 現行の基本構想の概要                  |
| 資料8   | 新たな基本構想策定に向けた取組状況           |
| (参考1) | 荒川区基本構想審議会条例                |
| (参考2) | 荒川区基本構想審議会条例施行規則            |

## 荒川区基本構想審議会委員名簿

区分別、五十音順（敬称略）

区分	氏名	所属団体等
学識経験者	大谷 基道	獨協大学法学部総合政策学科 教授
	岡田 智秀	日本大学理工学部まちづくり工学科 教授
	小野田 弘士	早稲田大学理工学術員環境・エネルギー研究科 教授
	田辺 智子	早稲田大学教育・総合科学学術院教育学部 准教授
	西村 ユミ	東京都立大学健康福祉学部人間健康学科研究科 教授
	廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター 教授
	和田 一郎	獨協大学国際教養学部言語文化学科 教授
区議会	北村 綾子	荒川区議会議員
	久家 しげる	荒川区議会議員
	菅谷 元昭	荒川区議会議員
	西川 浩平	荒川区議会議員
	花澤 昭信	荒川区議会議員
	山口 幸一郎	荒川区議会議員
区内各種団体の構成員	伊東 とも子	荒川区心身障害児者福祉連合会 副会長
	上羽 明子	荒川区立中学校PTA連合会 会長
	大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合 理事長
	菅谷 安男	荒川区文化団体連盟 理事長
	田中 淳也	荒川区医師会 理事
	富永 新三郎	東京商工会議所荒川支部 会長
	鳥飼 秀夫	荒川区町会連合会 会長
	中村 健一	荒川区建設業協会 会長
	野口 貴裕	あらかわ子ども応援ネットワーク推薦（なにかし堂）
	丸山 慎二郎	荒川区地域経済活性化及び観光プロモーション協議会 委員
	八坂 貴宏	荒川区スポーツ協会加盟チーム代表（少年野球）
	谷島 慶太	荒川区立小学校PTA連合会 会長
山崎 光弘	荒川区私立保育園長会推薦 タヤけこやけ保育園副園長	
関係行政機関	金田 大	東京消防庁荒川消防署 署長
区職員	小林 直彦	荒川区副区長

荒川区基本構想審議会会長 殿

荒川区長 滝口 学

諮 問

荒川区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、以下の事項について、貴会に諮問  
します。

記

( 諮問事項 )

1 荒川区基本構想の策定について

( 諮問趣旨 )

平成19年に現行の基本構想を策定し、おおむね20年が経過し、荒川区ではこれまで、基本構想に掲げた将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、施策を着実に推進してきました。

一方で、この間、社会経済情勢や区民の価値観、生活様式は大きく変化しました。特に急速な少子高齢化の進行や地域コミュニティの変容、地震や気候変動による自然災害の激甚化など、区を取り巻く環境はこれまでにないスピードで変化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、行政サービスの提供方法や地域の支えあいのあり方についても見直しが求められています。

こうした新たな社会課題に適切に対応し、将来にわたって安心して暮らせるまちを実現するには、区民、事業者、地域団体、そして行政がつながりを強固にし、さまざまな課題を乗り越えて、誰もが誇りと自信を持てる持続可能で魅力あるまちづくりを進めることが求められます。

このため、2040年の区の将来像を示し、まちづくりの方向性を明らかにする基本構想の策定に向け、調査・審議をいただくものです。

## 「荒川区基本構想」の策定方針

## 1 基本構想の策定の目的

社会経済情勢の変化が激しい昨今において、様々な課題に対して迅速かつ的確に対応しながら、持続可能なまちづくりを推進していく必要がある。

平成23年(2011年)の地方自治法改正により、自治体における基本構想の策定義務は既に廃止されているが、荒川区では、まちづくりの基本理念や目指すべき将来の姿を描き、区民共通の目標や自治体運営の指針を明確に示すため、新たな基本構想を策定する。

## 2 策定に当たっての基本的な考え方

## (1) 新たな課題や社会状況の変化に対応していく

社会経済動向や将来人口推計を精査し、区の将来にもたらす影響等を学識経験者等の意見を踏まえ、検証していく。

## (2) まちづくりの指針とする

区民や関係団体等、区に関わる全ての人々が、それぞれの役割と責務を持ち、主体的に行動し、目指すべき将来像に向け、まちづくりを進めていく指針となるよう策定する。

## (3) 多様な主体とともに策定する

次世代を担う若者や子どもをはじめ、幅広い年代の区民や関係団体など、荒川区のまちづくりを支える様々な主体の意見を取り入れる。

## (4) 区民が親しみを持てるよう策定する

新たな基本構想は、区民と区が共有する目標として、区民が親しみやすく理解しやすい内容や構成となるようにする。

## (5) 職員の知見や発想を計画に生かす

区政に携わる職員一人ひとりが、研修やワークショップを通じて、将来の区の姿について深く考えるほか、政策形成能力の向上を図る。

## 3 基本構想の期間

昨今の社会情勢の変化を踏まえたほか、子どもや若者自身が区の将来を具体的に展望できるよう、新たな基本構想の期間は2040年(令和22年)までとする。

## 4 策定の進め方

多様な主体の意見を取り入れながら、基本構想の策定を進める。

## (1) 基本構想審議会

区長の諮問機関として、審議会を設置する。

審議会は区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する。

委員構成は、学識経験者、区議会議員、区内関係団体の構成員、関係行政機関、区職員とし、それぞれの知見から広範な意見を基本構想へ反映させる。

## (2) 区民等の参画

区民や関係団体等の意見をより多く取り入れ、基本構想に反映させる。

### 区民アンケート

区民の意識やまちへの関心、将来の区政への期待等を把握し、基本構想の理念・方向性の検討に活用することを目的とする。

### 子どもアンケート

区の将来を担う世代である子どもたちの意識や地域への関心、将来のまちへの思い等を把握し、基本構想における理念や将来像の検討に活かすことを目的とする。

### 区民ワークショップ

区民が普段感じている課題や考えを直接聞き取り、多様な意見を基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくる。

### 子どもワークショップ

子どもたちが日常で感じている課題や考えをワークショップ形式で直接聞き取り、子どもならではの自由な発想や意見を新たな基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくることを目的とする。

### 若者ワークショップ

若者自身が考えている課題や考えをワークショップ形式で直接聞き取り、若者ならではの柔軟で多様な意見を新たな基本構想に反映させるとともに、将来の自分たちができることや役割について考えるきっかけをつくることを目的とする。

### 関係団体ヒアリング

区内の関係団体が抱えている課題や将来の展望、区の実践に関する評価、協働に関する意見を把握し、基本構想の理念・方向性の検討に活用することを目的とする。

### オープンハウス型アンケート

区のイベント等において、区の課題や来場者の意見を直接収集する。

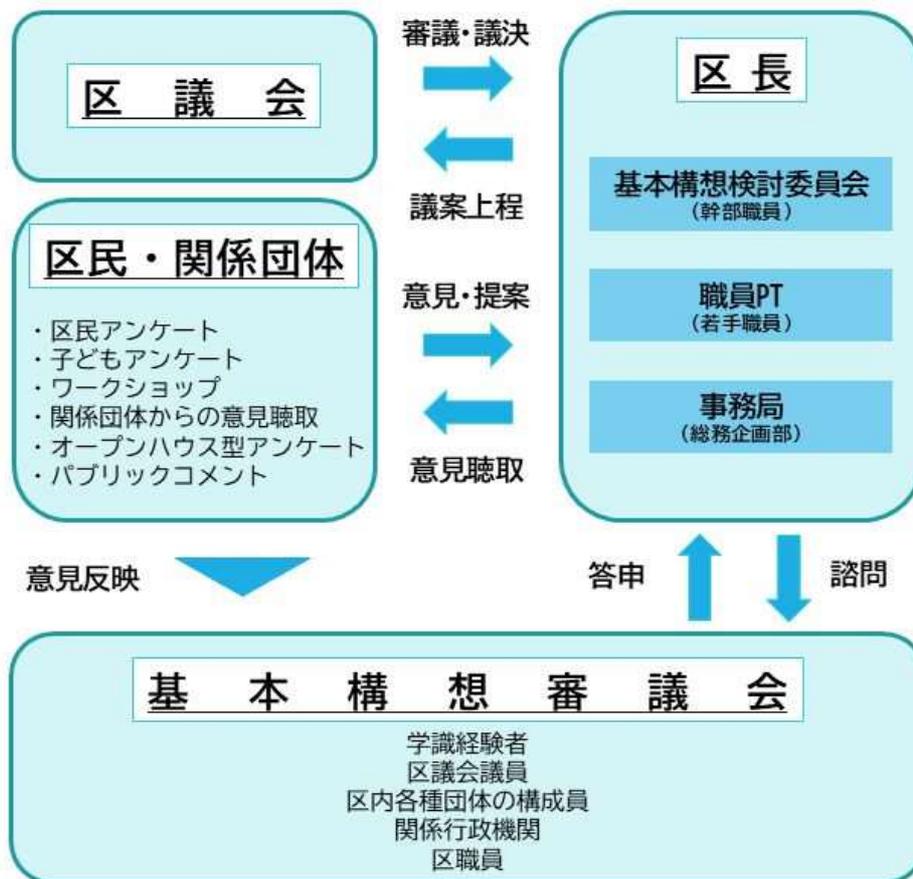
### パブリックコメント

基本構想素案について、多くの区民から意見収集を行う。

## (3) 職員参画

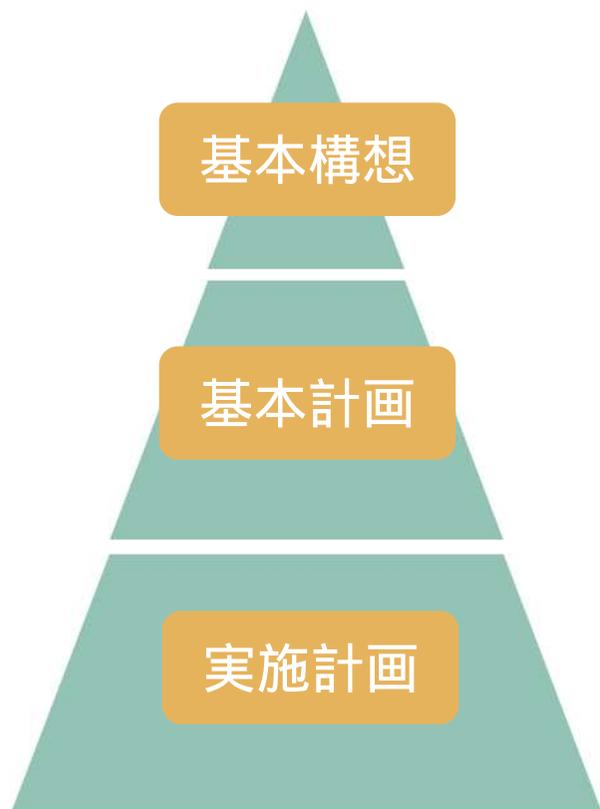
若手職員で構成されるプロジェクトチームを設置し、区の現状や課題を多角的に分析、将来克服すべき課題の解決に向けて政策案を検討する。

< 検討体制イメージ図 >



# 現在の基本構想の計画体系

資料 4



## 基本構想

### 基本構想

- おおむね20年後の区の目指すべき方向性を示した区の最上位計画
- 区の【将来像】【基本理念】【都市像】【取組の方向性】を示すもの

## 基本計画

### 基本計画

- 基本構想の実現に向け、都市像ごとに、施策や事業を体系化した計画
- 10年ごとに見直しを行う

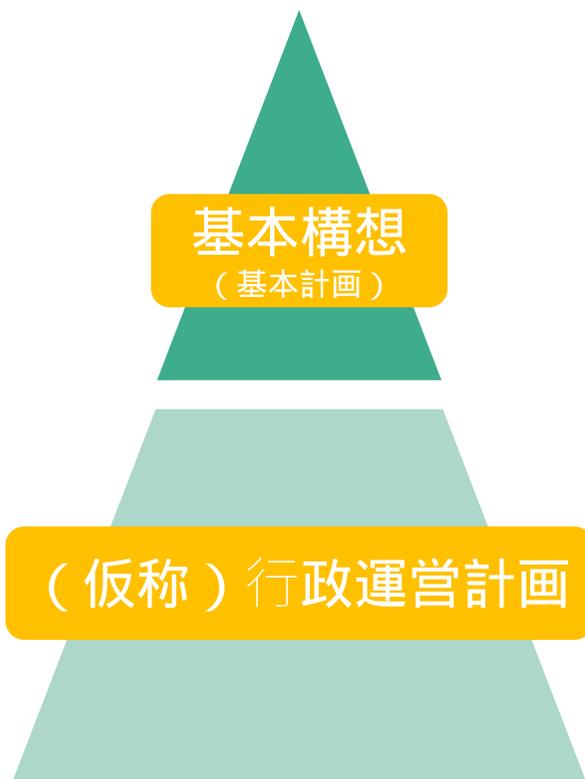
## 実施計画

### 実施計画

- 基本計画に示す方向性を具体的に推進していくための計画
- 3年または4年ごとに改定を行う

# 新たな基本構想の計画体系

資料 4



## 基本構想 (基本計画)

- 2040年の区の目指すべき方向性を示す区の最上位計画
- 【将来像】【基本理念】【都市像】【取組(政策)】の方向性を示す

## (仮称) 行政運営計画

- 施策や事業を効果的かつ着実に進めるための行動計画
- 基本構想の実現に向けた施策や事業、進捗を図る指標・目標値を示す
- 4～5年ごとに見直しを行う

## 計画体系のポイント

- 目標に対して何をどのように取り組むか、具体的かつ直接的に示す
- 階層を減らし、区民に対して分かりやすい計画とする

ARAKAWA CITY2040  
BASIC CONCEPT

荒川区基本構想審議会運営規程（案）

（令和 年 月 日議決）

（趣旨）

第1条 この規程は、荒川区基本構想審議会条例（昭和61年条例第28号。以下「条例」という。）及び荒川区基本構想審議会条例施行規則（昭和61年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、荒川区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は原則として公開とする。ただし、会議の公開に関し審議会で議決したときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成）

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- （1）会議の開催年月日
- （2）出席した委員の氏名
- （3）議事日程
- （4）議事の内容
- （5）その他審議会の経過に関する事項

（議事録の公開）

第4条 議事録は公開するものとする。ただし、第2条ただし書きの規定に基づき、非公開とした会議の議事録は、この限りでない。

（会議の傍聴）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、会議を傍聴することができる。ただし、第2条ただし書きの規定に基づき、審議会が会議を非公開としたときはこの限りでない。

（傍聴人の定員）

第6条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、15人とする。

- 2 会長は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴席の区分）

第7条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴券の交付）

第8条 傍聴人は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。ただし、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

(傍聴券の提示)

第9条 傍聴人は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第10条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者

(2) 張り紙、ピラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘、ヘルメットの類を所持している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守り、静粛に傍聴しなければならない。

(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 論談し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 写真、動画等の撮影又は録音等をしないこと(あらかじめ会長の許可を得た場合を除く。)

(4) 飲食(体調管理のための水分補給は除く。)又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規程に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第15条 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(小委員会の設置)

第17条 規則第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる小委員会を置き、小委員会は当該各号に定める分野について審議する。

- (1) 第1小委員会 防災・防犯、環境、産業、文化・芸術、まちづくり、区政運営
- (2) 第2小委員会 子育て・健康・福祉・教育・共生

(小委員会の会長)

第18条 小委員会に委員長を置き、委員長及び小委員会の委員は、会長が審議会の委員から指名する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、議事を掌理し、小委員会における調査審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。

(小委員会の運営)

第19条 第2条から第16条までの規定は、委員は小委員会の委員と、会長は委員長とそれぞれ読み替えて小委員会にこれを準用する。

附 則

この規程は、令和8年1月8日から施行し、条例第3条に規定する委員の任期が満了する日をもってその効力を失う。

## 別記様式

## 表

傍 聴 券
年 月 日 時 分
(当日限り有効)
(傍聴人)
住所
氏名
報道機関名
荒川区基本構想審議会

## 裏

傍聴人に守っていただく事項
<p>1 傍聴人は、この券に所定の事項を記入し、入場の際は、係員に提示してください。また、退場する際は入場券を係員に返却してください。</p> <p>2 携帯電話・スマートフォンの電源は「切」にしてから入場してください。</p> <p>3 傍聴人は、荒川区基本構想審議会傍聴規程を守り、係員の指示に従ってください。</p> <p>4 傍聴席にいるときは、次の事項を守り、静粛に傍聴してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。          論談し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。          写真、動画等の撮影又は録音等をしないこと(あらかじめ会長の許可を得た場合を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">飲食(体調管理のための水分補給は除く。)又は喫煙をしないこと。          みだりに席を離れないこと。          その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>5 委員長が退場を命じた場合は、速やかに退場してください。</p>

# 基本構想審議会開催スケジュール

資料6

開催日（時期）	開始時刻	会議	回	議題
令和8年1月8日(木)	18時30分～	審議会	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長選任、会長職務代理指名</li> <li>・会議の運営、スケジュールについて</li> </ul>
令和8年2月20日(金)	18時30分～	審議会	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 将来人口推計について</li> <li>▶ 区民参画結果</li> </ul> </li> <li>・新たな基本構想の政策の柱（政策体系の）事務局案</li> </ul>
令和8年3月12日(木) または 令和8年3月19日(木)	18時30分～	小委員会	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討分野・検討手順について</li> <li>・2040年の目指すべき姿と施策の方向性について①</li> </ul>
令和8年4月	未定	小委員会	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2040年の目指すべき姿と施策の方向性について②</li> </ul>
令和8年5月	未定	審議会	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会まとめ</li> <li>・政策の柱ごとの2040年の目指すべき姿と施策の方向性</li> <li>・基本構想の骨子案</li> </ul>
令和8年6月	未定	審議会	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想答申案</li> </ul>
令和8年7月	未定	審議会	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想答申</li> </ul>

# 現行の基本構想の概要

資料 7

策定背景	IT化・デジタル化の進展	所得格差の拡大（将来に希望が持てない人の増加）	少子高齢化の一層の進行	まちの構造の変化	住民意識の変化
------	--------------	-------------------------	-------------	----------	---------



基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての区民の生きがいの尊重</li> <li>・区民の主体的なまちづくりへの参画</li> <li>・区民が誇れる郷土の実現</li> </ul>
------	--

将来像	<h2>「幸福実感都市 あらかわ」</h2>
-----	------------------------

都市像	<p style="text-align: center;"><b>生涯健康都市</b></p> <p style="text-align: center;">～健康寿命の延伸と早世の減少の実現～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現</li> <li>・高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>子育て教育都市</b></p> <p style="text-align: center;">～地域ぐるみの子育てとまちづくり～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てしやすいまちの形成</li> <li>・心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>産業革新都市</b></p> <p style="text-align: center;">～健康寿命の延伸と早世の減少の実現～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活力ある地域経済づくり</li> <li>・人が集う魅力あるまちの形成</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>環境先進都市</b></p> <p style="text-align: center;">～東京をリードする環境施策の発信～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境を守るまちの実現</li> <li>・良好で快適な生活環境の形成</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>文化創造都市</b></p> <p style="text-align: center;">～伝統と新しさが調和した文化の創出～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化の継承と都市間交流の推進</li> <li>・活力ある地域コミュニティの形成</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>安全安心都市</b></p> <p style="text-align: center;">～防災まちづくりと犯罪ゼロ社会の実現～</p> <p>&lt;政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・防犯のまちづくり</li> <li>・利便性の高い都市環境の整備</li> </ul>

# 新たな基本構想策定に向けた取組状況

資料 8

手段	実施時期	概要
オープンハウス型アンケート	令和7年4月	対象：川の手荒川まつりの参加者 回数：1回 内容：「子育て」「福祉」「健康」「教育」「防災・防犯」「共生」「環境」「文化・芸術・産業」「まちづくり」の9つの政策分野について、どの分野が最も大切かについてシールを貼付
区民アンケート	令和7年7月	対象：区内在住の18歳以上の方 3,000名 内容：区が実施する政策・施策の重要度、満足度及び区の将来像についてアンケートを実施
子どもアンケート	令和7年7月 ～令和7年9月	対象：区内の小学5年生、6年生及び中学2年生 内容：区の好きなおところ、区長になったらやりたいこと等についてアンケートを実施
若者ワークショップ	令和7年8月	対象：区内在住・在勤・在学の16歳～30歳の方 回数：1回 内容：荒川区の強みや弱み、若者のまちづくりへの参画をテーマにワークショップを実施
子どもワークショップ	令和7年8月	対象：区内在住・在学の小学5年生、6年生及び中学生 回数：1回 内容：荒川区の好きなおところや残念なおところ、将来どんなまちになってほしいかをテーマにワークショップを実施
区民ワークショップ	令和7年8月 ～令和7年11月	対象：区内在住の18歳以上の方 回数：3回 内容：2040年に向けた荒川区のキャッチフレーズや都市像等をテーマにワークショップを実施
関係団体ヒアリング	令和7年6月 ～令和7年9月	対象：区内関係団体 内容：団体が直面している課題や2040年に向けて区と協働で進めるべき取組について、ヒアリングまたはアンケートを実施
庁内職員PT	令和7年10月 ～令和8年3月	対象：入区10年目までの若手職員 内容：区の現状や課題を多角的に分析し、課題解決に向けた具体的な政策案を検討

区民参画の実施結果については、第2回審議会でご報告させていただきます。

(参考1)

荒川区基本構想審議会条例

昭和61年6月24日

条例第28号

(設置)

第1条 荒川区基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に資するため、区長の附属機関として、荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区議会議員
- (3) 区内各種団体の構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人の意見を聞くことができる。

(参考1)

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、区職員のうちから区長が任命する。

2 幹事は、審議会の審議を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考2)

荒川区基本構想審議会条例施行規則

昭和61年6月24日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区基本構想審議会条例(昭和61年荒川区条例第28号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 区長は、条例第3条の規定に基づき委員を委嘱し、又は任命する場合は、次の各号に掲げる者につき当該各号に掲げる人員の範囲内において委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区議会議員 7人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 13人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 区職員 2人以内

(小委員会)

第3条 荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。)は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。